

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前葉 泰幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)
地域名 (地域内農業集落名)	黒田地区 (三行、北黒田、赤部、浜田、高佐、南黒田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

担い手が不足する地域では、農作業を集落営農組織に委託するなどして対応している。山間部は、獣害防止対策として地域で電柵を張り、追い払いに積極的に取り組んでいる。

集落の個人農業者は高齢化し後継者不足であり、農地や水路の維持管理が課題となっている。持続的に農地を維持していくためには、地域ぐるみでの農地の管理が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

従来からの水稻の生産を続けるとともに、あらたにマコモダケの特産物化に取り組んでいく。

農地の集積・集約化を行っていくことで、担い手の作業効率化を図る。水路や農道の管理を農地所有者と耕作者が共同で行い、耕作可能な状態を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	196.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	194.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
貸付けの意向が確認された農地は、農地所有者の意向を確認した上で、現在集積している担い手に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
仮に中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、地域計画を見直し、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを行い、経営農地の集約化を目指していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
水路・農道の管理は農地所有者及び耕作者が共同で行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、県、JAと相談体制を確立し、認定農業者や新規就農者の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後、農業者が病気等で一時的に作付けや稲刈り等の作業が困難な場合、農業協同組合に作業の一部を委託することも検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ① 鳥獣被害防止対策の取組方針: 獣害の捕獲、追い払いに積極的に取り組んでいく。
- ② 有機・減農薬・現肥料の取組方針: 化学肥料や化学合成農薬の使用を減らし、安全で安心な米の栽培に取り組んでいく。
- ③ スマート農業の取組方針: スマート農業の導入により、人材不足の状況下でも効率的に業務ができるように取り組んでいく。
- ⑤ 果樹等の取組方針: 果樹の生産効率の向上に努める。
- ⑦ 保全・管理等の取組方針: 水路・農道等の管理を農地所有者と耕作者が共同で行い、耕作可能な状態を維持し、農地を保全管理していく。
- ⑧ 農業用施設の取組方針: 今後も引き続き農業用施設を使っていく(施設用地面積13,565㎡)。